

介護テクノロジー定着支援事業費補助金取扱要領

制定 令和7年10月24日

福介第555号

介護テクノロジー定着支援事業費補助金の交付に関しては、令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱（令和7年4月9日付け老発0409第20号厚生労働省老健局長通知（以下、国実施要綱という。））及び介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱（令和7年10月24日付け福介第554号静岡県健康福祉部長通知）並びに静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）の規定によるもののほか、この要領に定めるものとする。

第1 交付決定の優先順位

原則、以下の内容のとおり、予算の範囲内において交付決定を行う。

- (1) 静岡県働きやすい介護事業所認証制度（平成30年10月25日付け静岡県健康福祉部福祉長寿局長通知）に基づき認証された介護事業所を優先して交付決定する。
- (2) 昨年度までに、静岡県における「介護分野ICT化等事業費補助金」の申請実績が無い事業所を優先して交付決定する。
- (3) 「パッケージ型導入支援（国実施要綱第4(2)）」については、介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を優先して交付決定する。
- (4) 「パッケージ型導入支援（国実施要綱第4(2)）」において、「介護ソフト」「見守り機器」「インカム」の導入を行う事業所を優先して交付決定する。

附 則

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。